

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」新旧対照表

改訂日：平成28年1月1日（下線部分変更）

新	旧
<p>第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）</p> <p>1.当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（<u>租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。</u>）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>(1)<u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u></p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）</p> <p>1.当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>（新設）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>
<p>第6条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。</p> <p>(2)（削除）</p> <p>(2)～(3)（省略）</p>	<p>第6条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。</p> <p>(2)<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき。</u></p> <p>(3)～(4)（省略）</p>
平成28年1月1日	平成23年4月1日